

「菊華高等学校 いじめ防止基本方針」

『いじめは、いじめを受けた生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりではなく、その生命、あるいは身体に重大な危険を生じさせるものである。』

生徒が安心して教育を受けることができる環境を造り出す意味からも、学校、家庭、その他関係者は強くいじめ防止の必要性を理解し、連携していじめ問題が生じないよう未然防止に努めなければならない。

以上をもって本校のいじめ防止基本方針とする。

1. 常設のいじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止に関する措置や、いじめ問題が生じた場合の対策を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

委員会は、必要に応じ随時召集される。

【構成】

校長・学監・教頭・各部部长・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー
その他関係教職員等

2. 未然防止にむけて

いじめを受けた生徒が、学校生活のみならず、日常生活においても、いかに大きな負の影響を被るかということ「学年集会」・「全校集会」・「月1回の学年別生活指導」等を通じて周知徹底する。その時いじめに対しては、厳しく対処する旨も周知する。

いじめの未然防止、早期発見を行うためアンケートを実施する。

3. いじめの兆候を発見した場合

いじめの兆候発見⇒当事者双方からの聞き取り⇒
周囲の生徒からの聞き取り⇒教職員への報告⇒
学校としての指導方針決定⇒生徒への指導・支援⇒
再発防止を考え、今後の対応を協議

いじめを受けた生徒の保護を最優先に考え行動する。正確に実態把握を行うため、いじめを行ったと思われる生徒、及び周囲の生徒からも聞き取りを行い、いじめの全体像を把握するように努める。常に教職員間の連携と情報共有を行う。

i) いじめを受けた生徒の保護者への連絡

担任は速やかにいじめを受けた生徒の話しをその保護者に伝える。その際保護者の意向に関しても配慮する。

ii) いじめを行った生徒に対しての対応

いじめをやめさせ、教育的配慮をしつつ、厳しく指導する。保護者とも連携し、再発防止するため様々な角度から指導を行う。事案によっては、警察とも連携し指導にあたる。

4. 再発防止

いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒共に、継続的に指導を行い、再発防止に努める。学校は教職員全体へ現状を報告し、その状況を共有し、いじめに対しての意識が高まるようにする。